多田小学校 PTA
規約・内規

＜最新版＞

R3 年５月１２日更新

多田小学校ＰＴＡ規約

第１章　　名　　称

第 １ 条　本会は川西市立多田小学校ＰＴＡと称し、事務所を多田小学校におく。

第２章　　目　　的

第 ２ 条　本会は保護者と教職員が、協力して家庭と社会における児童の心身の健全な発展をはかることを目的とする任意加入の団体である。

第 ３ 条　本会は第２条の目的達成のため次の活動を行う。

（１）教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。

（２）家庭と学校との緊密な連絡によって児童を保護善導する。

（３）家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。

（４）学校に関する公費の確保に協力する。

第３章　　方　　針

第 ４ 条　本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

（１）児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

（２）特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

（３）本会は自主独立のものであって、他の団体から支配統制または干渉を受けない。

（４）学校の人事には干渉しない。

第４章　　会　　員

第 ５ 条　本会の会員は次のとおりである。

（１）本校に在籍する児童の保護者。

（２）本校の教職員。

第 ６ 条　本校の会員はすべて会費を納める義務を有する。
但し会長が認めた場合は納めなくてもよい。

第５章　　経　　理

第 ７ 条　本会の経理は会費、事業収入および自発的な寄付金によって運営される。

第 ８ 条　本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 ９ 条　本会の資産はすべて第２章に上げた以外の目的に支出、または使用してはならない。

第１０条　本会の会費は年額児童１人あたり 2160 円として一括引き落としする。
年度途中で転出する場合、翌月から年度末までの会費を月割りで返金する。
年度途中で転入する場合、当月から年度末までの会費を月割りで納付する。
返金方法に関しては、学校と相談の上、決定する。

第１１条　本会の会費は会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第１２条　本会の会計年度は毎年４月１日から始まり、翌年の３月３１日に終わる。

（１）転入の場合、転入日がその月の１５日以降の場合は、その月の会費を徴収しない。

（２）転出の場合、その月の会費は返金しないものとする。

第６章　　役員とその選挙

第１３条　本会の役員は次のとおりである。
なお、役員は他の役員を兼任することはできない。

（１）顧　　問　　２名（前会長、学校長）

（２）総 務 役 員

（イ）会　長　　１名

（ロ）副会長　　４名（１名は教職員）（R３年度より実施）

（ハ）書　記　　３名（１名は教職員）

（ニ）会　計　　２名（１名は教職員）（R３年度より実施）

（３）学年部役員　　若干名

（４）専門部役員　　若干名

（５）会 計 監 査　　２名（１名は教職員）

但し、ＰＴＡ連合会の総務役員に本校が当たる年においては、総務役員（副会長）を１名増やすこととする。

第１４条　役員の任期は次のとおりである。

（１）役員の任期は１～２年とする。

（２）役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

（３）補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第１５条　役員の選挙

（１）総務役員・学年部役員・専門部役員・協力運営委員は対象者より選出する。

（２）学年・専門部の部長、副部長は役員の互選により決定する。

（３）会計監査は総務役員選出の際に選び総会で承認を受ける。

（４）その他、選出方法は内規によるものとする。

第７章　　役員の資格とその任務

第１６条　顧問は、会の諮問に応じる。２

第１７条　会長は会を代表し会務をつかさどり役員会と総会を招集する。

第１８条　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
また、図書館サポーター代表を兼務する。

第１９条　書記は会の活動に関する事項を記録し、その他書類の保管庶務を行う。

第２０条（１）会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

（２）予算の立案に協力する。

（３）会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

（４）会計監査を受けて、会員に報告する。

第２１条　会計監査はその年度の会計を監査し会員にその結果を報告する。

第２２条　学年部役員は学級活動を推進し、教師と父母の連絡を密にする。

第２３条　専門部役員は各専門部会を組織し、次の役割を遂行する。

（１）献血委員は児童および会員の健康増進について。

（２）愛護部は児童の校外補導等について。

（３）選挙管理委員会は、選挙及び抽選を公平かつ円滑に運営することを目的とした活動をする。それぞれ立案、並びに必要事項を推進する。

第８章　　機　　関

第２４条　本会に次の機関をおく。

（１）総　　会　　全会員で構成され本会の最高決議機関である。

（イ）　定期総会　　毎年度はじめに開催し次の事項を議決する。

1. 前年度決算ならびに本年度予算案の承認。
2. 新役員の承認。
3. 規約の改廃。
4. その他の重要事項。

（ロ）　臨時総会

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 役員会が必要と認めた場合、または会員の３分の１以上の要求があった時、会長は臨時総会を招集し緊急事項をも処理する。

（ハ） 総会の成立は委任状を含めて会員数の過半数の出席を必要とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

（二） この規約は総会において出席者の３分の２以上の賛成によって改正することができる。但し改正案は少なくとも１週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

（2）役　員　会　　役員会は全役員をもって構成する。
但し役員会で次の委員会を設けることができる。

（イ） 総務委員会
総務役員で構成し、会の日常的運営の進行をはかる。

（ロ） 運営委員会
総務役員、学年・専門部の正・副部長、選挙管理委員の正・副委員長、協力運営委員にて構成し、総会で承認された事項の実施運営を行う。

（ハ） 学年部会
学年部役員で構成し、学級活動を推進する。

（二） 専門部会
各専門部役員で構成し、専門部活動を推進する。

第９章　　そ　の　他

（個人情報の取り扱い等）

第1条　本会は、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

多田小学校 PTA　個人情報取り扱い規則

（目的）

第1条　多田小学校 PTA(以下、「本会」とする)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（責務）

第2条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者・取扱者）
第3条　本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。

（取扱方法）
第4条　本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

（利用）
第5条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。
（１）会費管理、雑費集金、管理、その他の文書の請求
（２）会員名簿、委員会名簿の作成

第6条　個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供への制限）
第7条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
（３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合

（情報開示等）
第8条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。